

平成24年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成24年12月6日 午前10:00

○散 会 午後 2:27

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市長 石川光男	副市長 鑑利行
教育長 肥田野耕二	総務部長 山口義光
市民生活部長 根一	福祉保健部長 鈴木司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教育部長 鎌田雅樹	会計管理者 川上護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸村公明	総務課長 藤原貞雄
財政課長 鈴木利美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤正	議会事務局次長 畠山靖男
------------	--------------

平成24年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成24年12月6日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問は自席にてお願い致します。

本日の発言の順序は、15番西村 武議員、10番佐藤義久議員、4番藤原幸作議員、13番佐藤 昇議員の順に行います。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成24年度第4回定例会において、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、日頃、市政発展のためご努力をなされております市当局の御労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして、簡潔に順次質問致しますので、当局の誠意ある答弁を求めます。

質問の1点目は財政問題、地方税、市税不納欠損処理についてお尋ねを致します。

市税は、住民が地方公共団体の行政に要する経費を負担し合うということは、自治の基本として欠くことのできないものであり得ることは承知のとおりでございます。

平成23年度決算の認定が9月議会で承認されましたが、年々加算し続ける滞納繰越金や毎年目につくのが不納欠損処理額で、23年度も一般会計で636万4,730円、特別会計で2,157万9,603円、これらを合算すると2,794万4,333円と膨大な金額となります。この数

字は、当初では調定額とされ、歳入で徴収できるものと計算に入っただけに、元来財政運営面で一番安定しているはずの市税に欠損を生ずることは、財政をますます硬直化させる原因でもあり、税の公平を図る意味からして不納欠損を一円でも少なくするための方策や対応、努力が必要不可欠であることはいうまでもありません。

不納欠損処理をするためには、いろいろな理由があります。本市の場合、私が次に掲げる理由に該当するものがあるのか、また、あったとしたら数字的内訳と内容についてもお答えをいただきます。

(1) 5年間の消滅時効が成立したためなのか。

(2) 職員の賠償責任があると決定されたものについて、その後、議会の同意を得て全部、または一部を免除した場合もあるものか。

(3) 市長は債務者が無資力、またはこれに近い状態にあって債務の履行延期の特約した場合、当初の履行期限から10年を経過し免除したものか。

(4) 地方税の減免を条例の規定に基づき決定したものか。

以上、4点について伺いますが、対応策などのご所見も伺います。

次に、2点目は福祉問題、地域で支え合うまちづくりについてお尋ねを致します。

本市の総人口は、平成23年度の国勢調査で、人口3万4,442人となっており、年々減少傾向になっております。一方で65歳以上の高齢者人口は、平成17年の8,034人から平成22年には8,909人となっており、総人口に占める割合、つまり高齢化率も平成17年の22.4%から平成22年では25.9%と、5年間で約3.5%の伸びとなっております。今後さらに増加することは間違いありません。

同時に、地域においても高齢者世帯や一人暮らしの世帯数が増加の一方であり、世帯数の19.4%を占めております。社会的に自殺者や虐待、孤独死、鬱病の増加など病理的側面がクローズアップされております。これら社会の支え合う力の弱体化が原因の一つと考えるときに、本市も2012年から3カ年計画で潟上市老人福祉計画を作成し、地域福祉事業として見守りネットワーク事業や安全パトロール事業、福祉座談会、ボランティア活動を掲げておりますが、地域住民が誰でも参加し支え合う仕組みを作っていかなければいけないと思います。これからの時代、地域包括支援センターなどを有効活用し、異変の早期発見や連絡などに速やかに対応できるネットワークづくりが必要不可欠であります。支えが必要な身近な人を孤立させない、皆で支える地域づくりを目指す意味から、次の4点について伺います。

(1) 本市が掲げる見守りネットワーク事業の内容について。

(2) 安全パトロール事業について。

(3) 福祉座談会について。

(4) ボランティア活動の考え方について。

以上、4点の事業内容と、これらに対するご所見を伺います。

まず、1回目の質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、15番西村 武議員の一般質問の1つ目「財政問題・地方税（市税）不納欠損処理について」お答え申し上げます。

質問の1点目でありますけれども、5年間の消滅時効が成立したためかということについてでございますけれども、不納欠損処分については、地方税法、国税通則法及び国税徴収法に基づきまして、期限までに租税、つまりは市税も含めますけれども、納付されないときは督促状を発した日から起算して十日を経過する日から徴収権を5年間行使しないことによりまして時効により消滅する場合と、滞納処分を執行することができる財産がないとき、あるいは滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在及び滞納処分を執行できる財産がともに不明であることによる滞納処分の執行停止が3年間継続したときには納税義務が消滅することになります。この二通りがございます。

数字的内容としましては、23年度決算において5年で欠損処分した件数と金額は、一般会計と国保特別会計を合わせますと187件1,090万円、3年での欠損処分については77件728万円となっております。

ご質問の2つ目、職員の賠償責任があると決定されたものについて、その後、議会の同意を得て免除した場合もあるものかにつきましては、これに該当するものはございません。

ご質問の3点目、債務の履行延期をした場合、当初の履行期限から10年を経過し免除したものかについては、時効の完成日は分納誓約、あるいは一部納付した日からさらに5年を経過した日となるために、10年を経過し免除したものもあります。その内容については、13年度、今から10年前になりますけれども、以前の分で20件120万円ございました。

ご質問の4点目、減免を条例の規定に基づき決定したものかとのことでありますけれ

ども、はじめにもお答え申し上げましたように、地方税法等によるものでありまして、条例の規定によるものではございません。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） ただ今、総務部長が答弁致しましたが、西村議員ご指摘のとおり、市政運営にとって貴重な自主財源である市税の確保は、ますます重要であることは十分認識しております。

今後、さらに滞納者の生活実態、経済状況の把握に努め、根気よく交渉を続けるとともに滞納処分を強化し、納付困難者に対しては減免指導、あるいは分割納付により完納に結びつけていきたいと考えています。

また、税務課で交渉が困難な滞納者については、秋田県滞納整理機構と協力して収納率の向上を図っております。

不納欠損処理については、税負担の公平性を図りながらも生活困窮者や滞納処分が困難な場合には、滞納処分の執行の停止を行った後に処理し、少しでも滞納金額の減少に努力してまいりたいと考えております。

このことは、市税のみならず上下水道使用料などをはじめ各種料金等に当てはまることでありますので、鋭意徴収の努力をしてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 15番西村 武議員の一般質問の2つ目「福祉問題・地域で支え合うまちづくりについて」お答え致します。

本市が掲げる見守りネットワーク事業についてであります。 「見守りネットワーク」は地域福祉計画の中に重要性の高い取り組みとして位置付けられております。現在、市のネットワーク形成数は154世帯であります。

昨今の社会情勢は、少子高齢化社会の進行に伴い、一人暮らしの孤独死や高齢者世帯の介護に伴う共倒れなど、悲惨なニュースが連日のように新聞等で報道されております。

市ではこのような悲惨な状況に対処すべく、社会福祉協議会と連携を図り、小地域単位として自治会、民生児童委員、近隣住民等で組織する「見守りネットワーク」を形成し、日常的な声かけ・見守り・訪問などによる安否の確認、買い物・除雪・ごみ出し等の日常生活支援活動を行っております。

また、地域のコミュニケーションを図るために「ふれあいサロン」を開催し、年々参加者も増加の傾向にあります。

今後とも地域の方々のご理解とご協力を得ながら「見守りネットワーク活動」の推進に努めてまいります。

ご質問の2点目「安全パトロール事業について」お答え致します。

「安全パトロール」は、社会福祉協議会において行っている事業であります。この事業は、あらかじめ一人暮らし高齢者、高齢者世帯の家庭と連絡を取り合いながら戸別訪問し、困り事や悩み事などを聞きながら、防火・防犯・交通安全などの意識を高めるために行っております。

今後も安全パトロールは、地域ごとに実施してまいりたいと考えております。平成23年度は57世帯を訪問しております。

ご質問の3点目「福祉座談会について」お答え致します。

福祉座談会は、社会福祉協議会主催で行っているものであります。市民の声を福祉活動に反映するため、各自治会を対象として行っております。座談会では、各自治会からの要望を受け、社会福祉協議会の福祉活動の紹介と地域の抱える課題などを協議し、安心して暮らせる地域づくりに努めております。平成23年度は24カ所で行い、概ね500人の市民の方々が参加を得ております。

協議の主な内容と致しましては、介護保険の仕組み、防犯・防災対策など身近な問題で、その課題解決にいち早く取り組んでいるところであります。

ご質問の4点目「ボランティア活動の考え方について」お答え致します。

ボランティアとは「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」と言われております。一般的には、ボランティア活動は「自然な思いやりのやり取り」というふうに認識しております。

社会福祉協議会では、ボランティア組織の育成やボランティア活動に参加したい人とボランティアの支援を求める人との橋渡しを行っております。社会福祉協議会のボランティア登録団体数は36団体、個人は23人です。

最近の傾向を見ますと、高齢化に伴い、ボランティア活動が停止状態にあるものと、団体から離脱する方も多くなっております。

一方、新たに自治会・老人クラブ・婦人会等への働きかけと退職者世代を対象に、会社や趣味で培ってきた豊富な知識と経験を生かしてもらえるよう、加入促進を図ってお

ります。

また冬期間、地区の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を自治会等で見守り、除雪等の対応をしている自治会や消防署職員による除雪ボランティアなどがあり、よりボランティア活動の広がりに努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。

○15番（西村 武） 1点目の財政問題の1点目ですけれども、5年間の消滅時効が成立したためなのかのことについてひとつ伺いますけれども、ただいま部長からも市長からも答弁がありまして、大変よくその徴収努力をしているということは伺いました。

私が考えるに、税金ぐらい公平なものはないと思います。例えば、所得が多いと多いなりに税金がかかります。少ないと少ない、その人の少ないなりにその税金がかけられます。ですから、最初に話したように税の公平さを図る意味からして、やはりお互いに行政の負担をするのだということをよく理解合わせるような、そういう体質といえはいかな、そういうものをさらに促進していかなければならないのではないかと思いますけれども、5年間の時効に至るまでその徴収につきましては、いろいろな手を尽くして今も頑張っていることは理解できますが、その辺の市民に対してもう少しPR、そういうものについてはどのように考えているのか、いま一度お答えいただきます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 税は公平なものであり、市民にその公平性を促すために、それをどうするかということであります。

それに対しては、いろいろな手を尽くしてこれから周知していきたいなと思っております。そもそも適切な徴収事務というのは、税の滞納者に対しまして、まずは税が履行されるための交渉を綿密に行いながらしていくというのが、これがまず一番の基本だと思います。その上で滞納処分をどうしても行わなければならない場合は、引き続き滞納者と処分を行った後にも納付のための交渉や説得というようなことが必要になってくると思います。

しかし、不動産・動産のあらゆる調査を実施した上で、どうしても滞納者の、それこそ滞納者に対する執行する場合は、処分の執行をする場合は、それに該当した場合は執行停止を行いながら、その後に不納欠損処理を行うというような手続を踏まえていかなければならないのは事実でありますので、その後についても市民、納税者に対しては、

十分に説得しながら説明に努めてまいりたいなと思っております。いずれ広報等にも、この後、年度を越えますと、それこそ申告の関係についても記事として載せたいなと思っておりますので、そのあたりもわかり合えるような内容でもって掲載してまいりたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、総務部長が答弁したとおりでございますが、私はこの納税というのは国民の三大義務の一つであるということ、よくその市民の皆さんにわかってもらいたい。そのためには広報等を通じたPRも必要であろうと思います。そして基本は、やはり納税に関しては、正直者がばかを見ないような行政運営、税務運営をしていかなければならないと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 一問一答方式なので、この2番につきましては、当然職員の賠償責任があると決定されたものについてはということでは、何もなかったと、特にありません。

3番についても、市長がそういうふうに関し特にその無資力、あるいはそういうものについては、今回は20件120万円ぐらいのそれがあつたと市長が判断したことで、それも特にありません。

4番目については、これは地方税法61条、災害とか突発的なそういう事態が発生したときだと思えますけれども、今回はそういうものはないということなので、この地方税法等につきまして、あるいは今の不納処理、欠損処理、そういうものにつきましては今後とも債務、債権を、まずあきらめないようにひとつしていただきたい、こういうことをお願いしてこの質問は終わります。

次に、「福祉問題・地域で支え合うまちづくり」についてひとつ、（1）番の見守りネットワーク事業についてですけれども、先ほどの答弁では154世帯、まずそれをネットワークにしているという答弁でありました。自治会、民生委員、あるいは近隣住民で組織をしているということですが、本市でも高齢者の方々が、今年かちょっとわからないけれども、公営住宅で亡くなって数カ月かな、数週間かな、わからなかったというような状態があつたそうでございますけれども、そういうことと同じような例が、私どもこの度、この福祉問題で相当進んでいる市がありました。静岡県富士宮市です。

そこを視察したときに、ちょうど同じような例がございまして、その例を少しご紹介をしたいと思います。

これは委員長は小林 悟さんで一番詳しいと思いますけれども、私は委員として参加しておりますので、富士宮市でも社会福祉協議会やボランティア、見守り委員が一人暮らしの高齢者を見守る活動を行っていました。ところが、自宅で亡くなって、死についていた方を発見したということで、この例が2例続きまして、もっと早くその異変に気がつけば助かる命もあったものではないかなということから、まずその地域の方々と話し合いをした結果、高齢者の自宅には、その亡くなった高齢者の自宅には新聞が何日分もたまっていたと。そこで、この話し合いの結果、社協の方々は見守り支援員だけではなく、新聞配達員にも異変の早期発見などをお願いしたらいかかというように提言を致しまして、その地域包括センターでは異変の早期発見や連絡について、社会福祉協議会と一緒に検討し、市内全新聞店と協定を結んだという例もございまして、スムーズにその異変の早期発見に役に立てているという、これは静岡県の富士宮市の例でございますので、本市もひとつ参考にさせていただければと思います。その点についてはどうか、もう一度ご答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 今、見守り活動についての、いわゆるその充実した体制づくりということで富士宮市のお話がありました。本市でもそういう事例があったわけですが、その件については、いわゆる生保受給者でありまして、訪問担当ケースワーカーが訪問した後のいわゆる期間、その隙間の中でのそういう事案があったということでもあります。ただ、いわゆる一人暮らし、あるいは若い方々でも急変する、体調が急変する、そういう状態がありますので、とりあえずは今お話ありましたように高齢者世帯、あるいは一人暮らし世帯、こうした方々のいわゆるその隙間のない見守り支援活動をしていきたいと思っております。本市でも新聞のいわゆるその配達所、あるいは電気・水道メーターの検針者、事業者、それからいろんな訪問関係のところでの事業所等々と年間通じて、いわゆるそのネットワーク活動を開催してその状況を見ています。そのことについては特とお願いしながら、何か異変があった場合については市の方に連絡、あるいは社協の方に連絡ということで徹底しているところであります。

以上です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 1番につきましては、わかりました。

それで（2）番です。安全パトロール事業についてということで、ここ57世帯ですか、こういうふうに見守りをしているということでございますけれども、この関係機関、そういうものはどういう方々がその安全パトロールを行っているものか、そこをひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 安全パトロールについては、そのメンバー構成としては警察、消防、それから建設事業者、それからあと民生委員、あるいは地域の方々となっておりますけれども、パトロールの際に大勢の方々がその家に伺うと、リストした家に伺うといった分については物々しい部分もありますので、いわゆるその区切った形でもって、警察、消防の関係はまた別のところでの動き方をして、双方からいわゆるそのチームを組んで見守っているという状況です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 2番の安全パトロール事業についても、今、部長の方から答弁がありましたので理解しております。

3番目です。福祉座談会については、これは、その座談会は先ほどもご答弁がありましたように、市民の声を福祉活動に反映させたいと、こういうことで自治会を対象として行っているということなので、これは是非とも大変よいことではないかなと思いますので、答弁はおりません。

また、4番目のボランティア活動の考え方についても、よく理解しましたので答弁はおりませんので、以上、私の質問は終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

次に、10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） おはようございます。早朝より傍聴の皆様には、御苦労さまです。

また、一般質問の機会をいただきました議会に対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

はじめに、1番目の「し尿処理の昭和衛生センターの今後について」、質問致したいと思います。

し尿搬入と処理について9月定例議会においては、旧船越漁協に支払う漁協振興協力金350万円を男鹿市から求められているとのことで、予算計上し、可決されました。この件の最初の全員協議会は4年前のことであります。状況・条件が変化しているとも推察し、次の点について9月の質問でお伺い致しましたが、通告にないとして答弁をいただくことができませんでした。改めてお聞きしたいことを詳細に申し上げ、答弁を求めるものであります。

最初に、9月にお尋ねしておりますところでは、「平成20年8月25日に協議会にて処理依頼する旨を報告しとありましたが、あの時点においては説明資料に維持管理費修繕料が多大な積算箇所があり、納得のいく説明ではなかったと記憶しています。どんな理由で男鹿へお願いすることになっていましたか、いま一度ご説明願います。」との質問に対しては「平成20年8月25日に協議会にて報告し、了承をいただきました。」とのことであります。了承をいただきましたと断言しておりますが、納得のいく説明でなかったとの質問の答弁としては、大きな食い違いであります。たとえ全員協議会で了承された事象だからとしても、物事を進めるには軽々であります。議会が了承したとの記録もないはずで、記憶にもありませんが、この点についていかがなお考えをされているのでしょうか。幾つかの質問に、いま一度明確にご答弁願います。

①男鹿地区衛生センターに搬入しなければならない理由は何ですか。

②現在の昭和センターの委託契約及び経費は幾らで、その内訳についてはどのようにされておりましたか。

③平成20年、私の質問に対し、修繕料は19年度68万円を含めて需用費が992万円、役務費16万円、委託料が3,193万円ほど、決算で4,270万円でした。各年度の整備費の実績は、20年・21年・22年・23年は幾らでしたでしょうか、お尋ね致します。

④23年度の決算で保守点検料は2,115万5,316円ですが、近年は多額の整備費を費やして維持管理したようです。したがって、機器が更新され延命ができたものと考えられます。25年4月の移行とは、余りにも性急で計画性に乏しく、お金のむだではありませんか。さらに施設の構築物の耐用年数は、あと何年と推定しておりますか。

⑤現在、男鹿地区衛生処理一部事務組合への負担金は、23年度の決算で7,406万1,000円ですが、天王地区の搬入量は幾らですか。また、負担金については、今後減少傾向にありますか。

⑥昭和分の委託契約金額が男鹿へ委託するとすると、歳出で減額になると見込みです

か。9月の議会の委員長報告では、1,000万円くらいの減額はなるでしょうとしておりました。少なすぎると思いますが、その程度でしょうか。昨日の大綱質疑では1,500万円ほどと答弁されておられたようですが、改めてお尋ね致します。

⑦条例改正では80%を処理量で按分しての負担、20%のうちの5分の3が潟上市の負担としておりましたが、旧町での5町と思って間違いありませんか。

⑧この際、人口割で、もしくは5分の1は均等でもよいと考えますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

次に、⑨杉山病院の切り回しは、前の協議会の説明では施設周辺切り回しとのことでしたが、施設まで民有地の地下を配管されてはいませんか。この処理については、どのように処理しようと考えておられますか。

⑩杉山病院の切り回しは見込みで事業費は幾らですか。ご答弁いただきます。

⑪男鹿地区衛生センターの処理量も年々半減となり、単純に施設縮小の段階と考えられます。前の協議会で申し入れておりましたが、男鹿地区と昭和センターの委託管理を同一企業にできないか検討してはと発言した経緯があります。その際、市長は協議したいとの発言がありましたが、その後、男鹿地区でのご検討はしていただくとしておりましたが、申し入れはしてありますか。ご答弁ください。このことは、男鹿・潟上を細分化して双方を稼動する効率もあり、津波などの有事の際には有効な事柄と思ひ、協定で互譲の方向を検討すべきと考えての質問であります。この点についてのお考えはどのようなものかお聞かせください。

⑫昭和の施設の跡地と施設利用は、どのようにするお考えでおりますか。

以上、12点の質問であります。明確なるご答弁を求めるものであります。

2番の「新庁舎の基本設計素案に対する疑問点について」お伺い致します。

先般、全員協議会で疑問点を幾つか質しましたが、不明な点が多く理解できませんでした。市長は文書で提出との要望でありましたので、準備し、会派代表者会議に臨みましたが、会議では疑問点を述べるまでに至りませんでした。素朴な疑問と意見であります。お答えいただく機会がありませんので、ご寛容の上、ご答弁願います。さらに、設計者の方のコンセプトをプレゼンしていただければ理解できるものであります。質問させていただきます。

第1点に、基本設計コンセプトをプランに反映、配慮したことは、どのような点との設計者の説明でしたか、改めてお伺いするものであります。

第2点、総事業費28億円は、建設費と外構工事費を含むとしておりましたが、建設面積が500㎡増加しております。単純に増額は幾らと見込んでおりますか。

第3に、敷地の状況は当初から疑問でありました。正面性、視認性を設計上配慮したかであります。協議会では、他の議員の質問にお答えもしておられたと思いますけども、いま一度ご説明願います。

第4に、正面性、視認性を考えたときに、西側の市有地を含め敷地が秋田天王線を前面道路にとの意見もありましたし、また、西側に正面をとの意見も、出戸線上に建設位置としてはとのご意見もあったと理解しております。私も同感であります。この点についての明確なご答弁を求めるものであります。

さらに第5は、3階の当初計画が4階となりました。内閣府のガイドラインによるものとの説明でありましたが、このことについて詳しくご説明願います。

私どもが酒田市を研修したときは、佐渡沖がマグニチュード8.5で9mの高さの津波を予測しての避難などを、ワークショップで住民主体で取り組んでおりました。秋田は連動で8.7を公表津波の高さの発表はこれからです。9mは超えるでしょうが、どれくらいになるかわかりません。漏れ伺うところでは、12月末の発表とか、高さは10mとかで、東海のような高さは無いものの発表までが不安であります。今後、秋田県が発表する震度予測の結果、津波などどのように取り扱うことになりますか、お考えをお聞かせください。

ここまで全体的な事項をお尋ねしましたが、以降は個別の事項の疑問点をお尋ね致します。一般質問のレベルではありませんが、機会をいただきましたので、よりよいものを建設されることになるかと信じ、お伺い致します。

建物が長方形でシンプルですが、次の点についてはどのようにお考えですか、ご答弁をお願い致します。

1番、ライフスタイルコスト、暖冷房費、防火対策、防火壁・扉の点についてはいかがですか。

2番、エレベーターホールの位置は疑問です。エントランスホールからの誘導、動線もあると思いますので、この点について伺いたいと思います。

3番目、待合スペースは一日の来庁者数を何人と想定したかであります。床面積が過大ではありませんか。適切だとすると、逆にエントランスロビー、つまりエレベーターの前が狭隘で混雑すると思われそうですが、いかがでしょうか。

ここで文書の訂正をお願い致します。次の④ですが、「住基ネット」という字句を削除して「証明書自動交付機」と変えますので、ご理解ください。

④ATMは屋内にあります。ATMと証明書自動交付機は閉庁後の使用は考えませんか。

⑤耐火金庫と文書保存と公開との関係から、どのように配慮されましたか。

また、協議会で説明がありました次の点を再度お尋ね致します。

⑥屋上への階段は、中央階段は通さないとのことでした。防災拠点となる安全・安心の庁舎をうたい文句にしております。屋上はヘリポートなどに利用する考えはないのですか。

⑦各階、階高が違います。階段は蹴上げで調整となれば危険が伴います。段数で調整すべきと思いますが、この点はいかがでしょうか。

⑧1階保健室の位置、水回りが必要と考えます。管理人の隣がベストと考えますが、この点はどうかでしょうか。

⑨1階の授乳室が自動販売機コーナーの奥に配することは心配です。入り口を配慮して、市民ホール側からがベストと思います。給湯なども考えられます。

⑩トイレの奥に男子更衣室の入り口が見受けられます。女子トイレの前を通ることはいかななものかと思われま。

⑪1階の会議室の活用は、具体的にどのような会議に利用されるのですか。

⑫各階のトイレの位置、規模がまちまちで、パイプスペースが見当たりませんが、いかなもののでしょうか。

⑬2階農業委員会室が無窓です。印刷室と談話室を工夫して交換すべきではありませんか。

⑭最後になりますが、議会報告会の際に、職員の駐車場は有料にすべきとの意見がありました。企業が社員個人の駐車場を確保しているのに、有料する考えはありますか。

以上、明確なるご答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、私から10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、「し尿処理の昭和衛生センターについて」お答え致します。

1点目の男鹿地区衛生センターへの搬入理由につきましては、これまでもご説明してきたところでありますが、市の組織機構の見直し及び行財政改革の一環として、平成18

年度には昭和衛生センターと飯田川衛生センターを統合することによって、し尿処理の効率向上を図ってまいりました。

その後、公共下水道の普及等によって昭和衛生センターのし尿搬入量の減少傾向があり、また、処理効率の低下や施設の老朽化に伴う処理コストの増加が見込まれることから、更なる効率化を図るため施設を男鹿地区衛生センターへ統合するものであります。

2点目の昭和衛生センターに係る経費の関係であります。平成23年度決算で4,874万2,000円となっており、主なものは運転管理委託費2,100万円、修繕費1,042万2,000円、修繕料を除く消耗品費、光熱水費など需用費で818万1,000円となっております。

3点目の平成20年度からの施設整備費については、平成20年度221万1,000円、21年度124万9,000円、22年度911万6,000円、23年度1,044万2,000円となっております。

4点目の施設整備費であります。施設統合を前提に施設管理を行ってきたものであり、修繕費を極力抑えて管理してまいりました。今後も老朽化に伴い修繕費が増額となっていくものと推定されます。

また、構築物の耐用年数については、鉄骨造りであり、34年となっておりますので、計算上あと10年程度となります。

5点目の天王地区の搬入量と負担金であります。平成23年度の搬入量は、し尿と汚泥合わせて5,077キロリットルとなっており、搬入量、負担金とも減少傾向にあります。

6点目の歳出減額の関係であります。し尿処理の一本化を図ることで平成25年度から平成29年度までの見込みでは、年間1,500万円から2,000万円程度の削減となる見込みであります。

7点目の負担金の考え方については、それで間違いありません。

8点目の負担金5分の1の部分につきましては、組合構成市である男鹿市と協議の上の案であります。

9点目、10点目の杉山病院の関係であります。昭和衛生センター敷地までは杉山病院で管理しております。放流水の配管については敷地内での切り回しとなり、約55mを接続するもので、事業費は101万6,000円を見込んでおり、本定例会に予算を計上しております。

11点目の衛生処理の今後の考え方につきましては、あくまでもし尿処理の一本化を図り効率化を目指すものでありますので、双方の施設を稼動することは想定しておりません。

12点目の施設利用と跡地であります。施設は当面休止状態とし、跡地については今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目「新庁舎基本設計素案に対する疑問点について」お答え申し上げます。

はじめに、11月21日開催の議会全員協議会において、「設計業者との協議も必要な場合もあることから、新庁舎基本設計素案にかかわる変更や意見の内容がわかるように、文書で質問を提出していただきたい。」と市長は申し上げており、ご理解いただいているものと認識しておりました。

この度の新庁舎基本設計素案に対する一般質問の3点目と4点目の中では、「他の議員の質問にお答えしていたと思いますが」として、再度の説明を求める内容でありました。また、他の議員の意見に対する答弁を求める内容のため、10番佐藤議員の質問、意向等や考え方などの詳細な理由が付されていないものもありますので、そのことを踏まえてお答え致します。

ご質問の1点目、設計基本コンセプトの設計に反映・配慮した設計者の説明についてお答え致します。

潟上市新庁舎基本設計素案にあります4項目の基本コンセプトであります。1つ目の『分かりやすく親しみやすい庁舎』では、市民利用の多い部署の窓口機能を1階・2階部分に集約し、開放的で見通しがよく、入りやすい庁舎とすることに配慮した計画としています。

2つ目の『防災拠点となる安全・安心の庁舎』では、災害本部室・市長室、機械室等が災害時の対策本部や集中管理を行う防災拠点として機能が確保できるように、また、災害時には庁舎全体が避難場所となり得るように配慮した計画としています。

3つ目の『環境と共生する庁舎』では、再生可能エネルギーの導入や季節の変化に対応した冬季の除排雪対策、日照対策や安定した採光対策、風対策、塩害対策など気候風土へ配慮した計画としています。

4つ目の『周辺環境と調和した庁舎』では、緑に囲まれた周辺環境との調和を基調としながら、空間と視覚の連続性に配慮した計画としております。

ご質問の2点目、建設費の増額の見込みについては、総事業費28億円は新庁舎基本設

計業務プロポーザルの実施要領の業務概要で示した対象工事費及び外構整備等を含むものです。但し、これには立木の伐採・伐根、造成費用は含まないとするものであります。これは平成21年3月に策定した潟上市新庁舎建設基本構想で示した事業費推計27億9,919万円に相当するものであります。この基本構想においては、建物の建築工事費を平方メートル当たり32万円で試算していますので、単純に500㎡増えますと1億6,000万円建築費が増加することになります。加えて、10月17日に議会全員協議会で基本設計をご説明し、議会からの提案について検討することとしておりますが、その内容によりましては工事費が変わることもあり得ます。

また、基本構想では、3階建ての各部署配置を想定していましたが、この度の基本設計では4階建てとしておりますので総事業費は増嵩するものと想定しております。しかし、再生可能エネルギーの導入などにより、ランニングコストの低減を図れるものと考えております。

また、合併特例債の起債基準でありました「庁舎建設の基準面積及び基準単価等に基づく標準的な事業費の取扱い」が廃止されたことにより、基本構想策定段階では議員定数や職員数による標準面積に標準単価を乗じた起債対象額として制約されておりましたが、この改正により対象枠が広がり、実施建築面積のほぼ全てにかかわる事業費が起債対象額となります。このことから、総事業費の増加は見込まれますが、一般財源総額としての市からの持ち出し分は、基本構想策定時に想定した範囲内を想定しております。

ご質問の3点目、建築物の「正面性」・「視認性」については、新庁舎の正面が天王グリーンランドと連続し、新しい行政拠点と観光拠点が一体化した景観を形成するとともに、主要なアクセス道である「主要地方道秋田天王線」からグリーンランド入り口交差点を通り進入するに際し、庁舎の視認性や動線など、利便性及び案内性が確保されるものです。

ご質問の4点目、西側の県道を全面道路の考えについては、正面計画として庁舎敷地が主要地方道秋田天王線に面した方がいいというご提案ですが、本計画では庁舎敷地が市道追分下出戸線に面しており、距離的に見ても大きく異なるものではありません。

ご質問の5点目、内閣府のガイドラインについては、秋田県が今後発表予定の震度予測において、マグニチュード8.7の地震により東日本大震災クラスの大津波が発生することを想定した場合、新庁舎は災害時の災害対策本部となる防災拠点としての役割はもとより、津波の一時避難場所としての役割を十分果たすことを念頭に、今後、秋田大学

と連携協定を締結したことを好機と捉え、秋田大学地域創生センター地域防災部門の直接的な協力と秋田県立大学の協力も得ながら実施設計に反映されるよう取り組んでまいります。

9月定例議会の佐々木議員の一般質問の答弁でも申し上げており、3階から4階になった理由をご理解いただいているものと思いますが、基本設計業務プロポーザルの際に防災専門の審査委員の意見として、想定外の地震、津波の発生時にシェルターとなり得る施設を目指し、「津波避難ビル等に係るガイドライン」を踏まえ、より安全性の高い建物として、階数は4階建て、屋上は避難可能な構造として、陸屋根が望ましいとの意見があったものであります。しかし、津波避難については、屋上利用のみならず、冬期間の避難について考慮した場合、屋内避難が基本となることから、市民の安全・安心を第一に考え、階層を4階建てとしたものであります。

次に各階、各室の位置や利用方法などについて、個別のご質問としている内容にお答え致します。

①のライフサイクルコストの点については、というご質問であります、建物の形状からの影響と解釈してお答え致します。

庁舎のようなオフィスビルでは、冷暖房設備や照明設備による室内環境の安定が必要とされます。外部の負荷、例えば光や熱などからの影響が最も少ないのが、東西面より南北面の方が長い長方形型となっております。東西面が長いと西日の影響が大きく、夏季の熱負荷が大きくなり、目線に入りやすい高さまで落ちた太陽光の影響が大きくなります。また、正方形、円に近いと、内部に光が入らない暗い部分が大きくなります。また、建物の形状がT型・L型となった場合、同じ面積の建物と比較したとき、窓や外壁の面積が大きくなり、外部の負荷、例えば光や熱などの影響が大きくなります。

②のエレベーターホールの位置については、バリアフリーを考慮し、高齢者や車椅子の利用者が直接必要な部署に行くことが、容易になるように計画しました。来庁者は1階と比較し、2階、3階、4階と階が上がるにつれ来庁目的が明確になる階構成となっており、正面玄関にエレベーターが近い方が来庁者が目的の部署に移動しやすいと考え、計画しました。

③の待合スペースの床面積については、3月から4月にかけて窓口業務の繁忙期にも対応できる、十分な待合スペースとして計画しております。

④のATMと住基ネットの閉庁後の利用についてのご質問であります、ただいま訂

正がありましたので、「住基ネット」を「証明書自動交付機」としてお答え致します。

ATMについては、庁内配置で検討しておりますので、現在の昭和庁舎同様に閉庁後は使用できません。しかし、ATMの設置については相手方の意向もありますので、この後協議することとなります。

証明書自動交付機は、基本的に閉庁後のサービス拡充を目的に配備しておりますので、現状と同じく、平日は午後8時まで、土日祝祭日は午後5時までの利用が可能となります。

⑤の耐火書庫と文書保存と公開の関係については、耐火書庫は災害等も考慮し3階に設置することとし、基本10年間保存以上、永年保存までの各課文書を保存します。

文書公開につきましては、「潟上市情報公開条例」、「潟上市個人情報保護条例」に従いまして実施することになりますが、基本設計では行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付のため、1階待合スペースに「情報公開コーナー」を設置することで計画しております。「情報公開コーナー」への配架物、これは市が作成した刊行物などを含めたものでありますが、これの運用につきましては今後担当課と協議してまいります。

なお、耐火書庫が3階にあり、情報公開コーナーが1階にありますが、情報開示請求を受けてから決定に至るまで、通常ですと数日を要することから、耐火書庫と情報公開コーナーが離れていることで市民へのサービスに低下を招くことはないと考えております。

⑥の屋上ヘリポートについては、ヘリポートとして緊急離着陸場を設ける場合、着陸時の衝撃に耐えられるような構造とする必要があります。さらに、かなりコストがかかります。さらに、強風や冬期間の除雪対策として融雪装置の設置やその維持費など負担増となります。また、屋上については、避難場所としての活用も考えられることから、スペースの問題もあります。

以上の観点から、緊急時に対応するためのヘリポートについては、庁舎駐車場、または鞍掛沼公園内を含めた周辺用地を検討したいと考えております。

⑦の階段の蹴上げについては、段数と蹴上げの両方で調整することで検討しております。

なお、蹴上げでの調整については、利用者に配慮した形で検討しております。

⑧の保健室の位置、水回りについては、手洗い等必要なものは設置することで検討しております。

位置については、利用頻度を考慮すると現在の場所でのよいと考えております。

⑨の授乳室の位置については、自販機コーナーとの入れ替えなど再度検討致します。

⑩の男子更衣室の位置については、主に職員のみが使用するスペースは端に配置しております。動線についてのご指摘だと思いますので、再度検討致します。

⑪の1階の会議室の活用につきましては、1階には市民福祉部門、税務部門等を配置しておりますので、主に関係各課の会議及び関係団体等との会議、打ち合わせに活用するものと想定しております。

⑫各階のトイレの位置、規模については、平面プランが確定後にパイプスペースを決定することになります。

⑬の農業委員会室の窓については、北側と西側の間仕切りをガラス等にし、閉じられた空間ではありますが、執務スペースと一体的で開放感のあるスペースにしたいと考えております。

⑭の職員駐車場の有料化については、現在考えておりません。

以上であります。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。通告書の項目毎にお願いします。

○10番（佐藤義久） 衛生センターの関係ですが、まず3番目の20年から23年まで金額うたっていただきましたけれども、昨年、一昨年と2,000万円以上をかけて修理・修繕しております。このことは、私の判断からしても5年から7年は電気関係、もしくは修繕した箇所、それぞれわかりませんが、ポンプ等々入れ替えたなどとなれば、稼働可能と推察してのことです。この点についてはいかがですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番佐藤議員にお答えします。

3点目の23年度の経費関係2,000万円ということですが、これは答弁にもありましたとおり、最小限、要するに残すために必要な経費だけを計上して稼働したということですので、余計なものは一切修繕としては取っていないと、そういうことあります。最小限にやったということあります。

以上です。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 次に、それでは4点目です。これは鉄骨造とかという答弁だったと思いますが、間違いございませんか。コンクリート造ではございませんか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 私が前に答弁したとおり、鉄骨造りということであります。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 鉄筋コンクリート造りではなかったというのは私の記憶違いかもしれませぬので、質問は次に移りたいと思います。

8番になりますけども、5分の1のうちの5分の2、つまり男鹿市が負担する経費が2,830万円、5分の3の潟上市の負担は3,626万円と聞いておりますけども、男鹿衛生センターへ潟上市が負担する昭和センターの処理費の試算は幾らですか。まずお答え願います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番議員にお答えします。

これ合ってるかどうかわかりませんが、25年度の試算としては、昭和衛生センター施設維持管理費として4,900万円ということで計上しております。男鹿地区の負担金が6,900万円ということで1億1,800万円の通常であれば計上になりますという試算をしております。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） そうしますと、今ここへ来て1億1,800万円ほどということになるわけですよ。今回は、このことだけでも男鹿へ7,400万円、今回550万円だかの減額補正しておりますよね。これ何の理由か委員会で審議していただくことになるでしょうが、これだけでも1億1,800万円も男鹿の方へ託すということになると、昭和の方でやった方が安上がりなんです。どうしても安上がりです。今、4人委託して2,000万円をお願いしているわけですが、4人体制でした。今、現状は3人体制でやっているようですが、宮城県から来た方が帰ったのかどうかわかりませぬけども、この辺交渉して1,000万円処理できないかという、人件費等々管理費で1,000万円減額できないかという交渉した経緯ありますか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番さんにお答えします。

した経緯そのものよりも、私どもで積算した根拠を申し上げたいと思います。

25年度の負担金の見込みとしては、男鹿市が1億1,550万円程度、潟上市は1億300万円程度、合計で2億5,800万円負担金ですよということになります。

それで、今までの経費を計算致しますと、1億300万円に対してそれでは現状維持した場合、幾らかかるかという試算を致します。それでただいま申し上げましたとおり1億1,800万円かかるということで、単純計算で1,500万円の節減になるという計算であります。そういうものを26・27・28・29と計算致しますと、約1,500万円から2,000万円の市の節減となるということでもあります。

ただ、ここで一番私が問題だと思うのは、市民に対しての負担料金、料金は変わらないので、今のままでいくという方針ですので、市の方で1,500万円から2,000万円減になるということは、いいことだと思っておりますので、ご理解宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） あのですね、今、部長の最後の言葉から、よそへ1億円近くを持っていってお願いすれば節減、節約なるからいいのだというお答えでしたけれども、私は常に、9月にもお話したかなと思ひますけども、働く方が3人おられて、経済波及効果あるからという考え方なんです。それにあの施設がにぎわい創出しているとも思ひませんが、ああいうところに人が働いていることによって、ただ将来、単純に倉庫だけに使うなどということであれば閑散とするという考え方から、何とか企業として残しておかれないのかなという考え方から質問しているのです、その点ご理解いただきたいと思ひます。

もう質問は、条例改正で委員会の方へ付託されるでしょうから、この衛生センターのことにかかわることについては、委員長報告等に再度伺わなければいけないことがあれば聞きたいと思ひています。

最後に、切り回しの事業費、今回の補正予算に組んでおる101万6,000円というのが全額だということでしたが、確認しておきたいと思ひますけども、19年度には協議会だったと思ひますけれども650万円ほどかかると、650万円かかるという説明をされておりましたので、その点でもそういう650万等々かかるような多額の経費を費やすようであればやめた方がいいというのが私のスタートラインでしたので、この点、全額で切り回し、101万6,000円で可能という積算のようですから、確認しておきたいと思ひます。部長、いかがですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番さんにお答えします。

可能であります。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 新庁舎の基本設計の素案に対する疑問点に移りたいと思います。

1点目ですが、コンセプトについてですけれども、新庁舎の建設予定地を決めておりますけれども、昭和・飯田川に配慮した利便性の確保については、ちょっと説明はなかったと思います。この点の対策についてはどのように配慮する考えなのか、これからのようにするという事なのか、お願い致します。

（「休憩してください。」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

.....
午前11時18分 再開

○議長（千田正英） 再開致します。

幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 10番佐藤議員にお答え致します。

基本コンセプトの方に合併協定事項にある昭和・飯田川の利便性を配慮するという言葉が基本コンセプトに入っていないということではありますが、建物自体の基本コンセプトとして設計のその方針を示したものであります。正面性とわかりやすい庁舎等をここに基本コンセプトとして載せている内容でございます。

ただ、この後といいますか、いろいろ正面性とか利便性については、庁舎へ来る方、そういう方の方針としてはまた別に定めておりますが、建物自体のこの建築にかかわる基本コンセプトには、そのことは載せていないということでもあります。

以上であります。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 幸村さんのお人柄でしょうか、上から目線で物事言われれば、私もかちんときますので、ちょっと合併協定書なんていうのは私一言も言っておりませんで、飯田川・昭和の利便性に配慮した言い方が全くありませんでしたので、どうですかということでお伺いしたわけで、お叱りのないようにひとつお願い致したいと思います。

それから、2点目ですが、28億円、これはまず動く可能性があるし、増額になるのは必至だよな話ですが、最後の言葉尻を取るわけでないですけど、基準等々変わりました

て、全部借金できるからというような安易な借金の仕方はしないでほしいと思って一生懸命私ども発言しておるので、この点も少しご配慮していただければなど。全部市民の負担になるんですよ。職員と議員で払うわけでないでしょう。その点考えていただきたいと思います。

それから、第4点目ですが、全体的にアクセスを中心に検討していただければなど思っております。将来構想として、新しい駅を作る考えは持っていますか、ご答弁願います。

議長、ちょっと休憩して発言させてください。

○議長（千田正英） 駅舎の問題は趣意書にありませんので、取り上げることはできません。

○10番（佐藤義久） はい、わかりました。

あとは細かい図面関係ですので、傍聴者の方も面白くないと思いますので終わります。あとは1月31日まで市長が昨日明言したように、いろいろ問題点あったら提出してほしいという、行政報告で言ってませんか。

○議長（千田正英） 今、一般質問ですので、はい。

○10番（佐藤義久） ということでしたので、質問を終わります。

○議長（千田正英） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時半から再開します。

午前11時24分 休憩

.....
午前11時31分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今定例会に質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私からは、大きな項目2点でございますが、1つは消防の広域化について、2点目は国民文化祭と石川翁についてであります。

1点目の消防の広域化については、今年度、地方自治法が改正になったという観点でありますけども、それと関連して質問する次第であります。

石川市長の本年3月定例会における行政報告において、消防広域化は組合経費の支弁

方法、負担金について試算をもとに協議しましたが結論に至らず、引き続き協議する。そして、24年4月としておりました統合時期を25年4月にするとともに、年々進む高齢化や人口減少等を踏まえた安全・安心の実現に向けて協議を進めることを確認致しましたと述べております。9月定例会においても同様の調整を進めておりますが、いまだ結論に達していない状況と報告しております。

潟上市が誕生して8年目ではありますが、常備消防は男鹿地区、湖東地区と2つの一部組合に分かれているのは、行政の一体化、行政刷新から見ると、多くの課題があるものと考えます。そこに国の消防広域化指針があったものと存じますが、当地区の協議会が予定どおり進展がないのは残念であります。

質問は、これらの背景と本年の地方自治法改正によって第286条2において、脱退による組織、事務及び規約の変更の特例が新設され、一部事務組合の脱退手続が簡素化され、潟上市議会の議決を経て2年前までに予告脱退が可能となりました。このことと関連して、参考までに県内の消防事例として、3町合併のにかほ市を申し上げます。

潟上市と比較すると面積2.5倍の広さですが、消防署は1カ所の本部体制をとっております。予算は一概に比較はできませんが、潟上市負担は両地区消防で通常7億円ですが、にかほ市は6億円以下であります。

5項目にわたって市長の所信をお伺いします。

1つ、広域化のメリット・デメリットをどのように捉えて協議会に参加しておりますか。また、国の広域消防化方策が進展しないのは、制度上に問題があると考えますか。

2つ目、男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化協議会の現在までの協議事項は、どのような内容ですか。

3つ目、協議会で合意した事項及び組合経費の支弁方法（負担金）の算出方法は、どのように算定しておりますか。調整できない具体的な要因は何ですか。

4つ目、広域化の統合時期を平成24年4月から平成25年4月に延びている現状を踏まえて、統合見込みはどのようになりますか。

5つ目、地方自治法改正による潟上市消防署（本部）について、検討する考えはありますか。

2つ目ではありますが、国民文化祭と石川翁についてであります。

先月28日の秋田魁新報に石川理紀之助翁の門人であり、礎石とも讃えられた——この「礎石」という言葉は、秋田魁新報社の社長だった安藤和風社長の言葉でございます。

—— 伊藤与助さんの資料を石川翁顕彰会から石川市長へ寄贈する記事が大きく掲載された。石川翁の資料が一層充実することになったと思います。惜しいことに、同塾として親交のあった樋口一葉の書簡が散逸していたことが残念であります。飯田川は教育の町と言われたことの源流は、伊藤さんの水上学舎にあったものと推測されます。魁記事の中で肥田野教育長は、今後これらの資料を解説して文化財としての価値を確認するほか、展示することも考えたいと話しておりますが、潟上市郷土文化保存伝習館の展示も合併して8年目となるが、十年一日の如しでありますので、スピード感のある言行一致を望むものであります。

さて、秋田県で平成26年10月4日から11月3日までの1カ月間開かれる第29回国民文化祭について、石川市長は行政報告で、聖農石川理紀之助翁の教えなどをサブテーマに「全国写真フェスティバル」を開催する予定とし、総合プロデュースを依頼している本市名誉市民の水中写真家中村征夫氏と協議を重ねているとあります。写真の募集は全国どこにでもあるコンクールでありますので、潟上の文化資源を発信できる独自の写真フェスティバルであってほしいと願うものであります。

前段が長くなり恐縮ですが、質問の主意は、石川理紀之助翁関連であります。教育長から3項目について所信をお伺いします。

1つ、石川翁と写真のコンセプト、基本概念をどのように考えたのですか。

2つ目、本市の代表的な文化施設として位置付けられている潟上市郷土文化保存伝習館及び遺跡地の現状を、どのように認識して国民文化祭に生かすのですか。

3つ目、国民文化祭に当たって、施設・遺跡地の改修や活用をどのように考えておりますか。

以上であります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つ目「消防の広域化について」は私が、2つ目の「国民文化祭と石川翁について」は教育長がお答えします。

少し長くなりますが、宜しくお願い致します。

ご質問の1点目、消防広域化のメリットをどのように捉え、協議会に参加しているのかについてであります。組織の面では消防本部機能の統合による効率化で総務指令担当の再配置が可能となり、現場活動要員の増強ができること。また、指令員や救急隊員の専従化、研修受講機会の増による職員の高度化を図ること。広域化による組織規模の

拡大で人員配置の柔軟性が上がり、人事異動による組織の活性化が図りやすくなるものと考えております。

また、消防財政の面では、広域化により消防本部の予算が統合され財政規模が拡大することで、高度な施設についても計画的に整備を進めやすくなり、電波法により平成28年5月31日までとされている消防救急デジタル無線の導入などにも有効であると認識しております。

また、人口一人当たりの消防費が高い割合になっている消防本部においても、広域化に当たって効率性を見直しし、平準化できるものと考えております。

次に、大規模災害の対応面についても、これまでの隣接消防本部への応援要請手続が不要となる分、災害発生時における初動体制が強化され、被災地への部隊集中が迅速化し、現場到着の時間が短縮されるなど、大きなメリットがあるものと理解しております。

次に、広域化によるデメリットではありますが、複数の市町村により構成されることから、これまで経験のない広大な管轄面積を有することとなり、消防分署の配置見直しなどが課題になるのではないかと考えております。

次に、広域消防化方策が進展しないのは制度上に問題があるかについてであります。秋田県においては、多様化・大規模化する災害に対応できる消防体制を整備・確立するために、平成18年6月に「消防法の一部を改正する法律」が公布・施行されたことを受けて、平成20年3月に「秋田県消防広域化推進計画」を策定し、県内13の消防本部を7つの消防本部に再編成することとしております。これにより、潟上市においては、男鹿地区消防一部事務組合消防本部・湖東地区行政一部事務組合消防本部・五城目消防本部の3つの消防本部を統合する構成市町村の中に入っているわけですが、県が示した広域化の組み合わせの基本的な考え方では、自然的・社会的特性への配慮、医療機関との連携の確保、自主的な市町村の取り組みの尊重としていることから、国の制度上も県の推進計画についても理解はしております。

以上の観点から、広域化方策の制度の問題というよりは、推進するための運用となりますが、広域化が実現した場合の財政支援についてであります。消防緊急デジタル化の支援など、現状ではごく限られた広域化支援となっています。広域化発足時の構成市町村の負担軽減に結びつくような包括的な財政支援があれば、よりスムーズな広域化が進むのではないかと考えております。

2点目、「男鹿市、潟上市、南秋田郡消防広域化協議会」の現在までの協議事項の内

容と、3点目「協議会で合意した事項」についてであります。統合方式は一部事務組合方式とし、名称は「男鹿潟上南秋消防組合」としております。

また、事務所及び消防本部の位置は、現在の男鹿地区消防一部事務組合の事務所としております。消防署は現在のとおり男鹿・湖東・五城目消防署とし、それぞれの分署も現行のとおり維持するものとしております。

現在進められている協議内容の主なものとしては、組合経費の支弁方法が中心となっておりますが、今後は統合後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針として体制整備や部隊運用、消防施設計画及び通信施設整備計画、各市町村の担当部局との連携確保などを示した消防組織法第34条による広域消防運営計画の作成などを協議することとなっております。

次に、組合経費の支弁方法（負担金）の算出方法と調整できない具体的な要因についてであります。組合経費の負担金については、これまで数多くの試算をしておりますが、8月6日に開催された協議会において2つの案まで絞り込まれております。2つの負担金の試算案、試み案は、消防署・消防分署割が20%、人口割が70%、面積割5%、職員数割5%とする案、もう一つは消防署・消防分署割5%、人口割70%、面積割5%、職員数割20%とするもので、これまで何十という試算をした中から現行負担金と比べて平準化された内容となっております。

しかし、2つの案について協議したところ、当該市町村の市民や議会からの理解をいただくためには、再度調整が必要になるのかとの段階になっております。

これまでの間なかなか調整ができなかった理由としては、協議会の申し合わせとして現行の負担金額を超えないことを基本としておりますが、試算された負担金については男鹿消防関係の市と村が現行の負担金と比べ減額する案が多く、反面、湖東部は消防職員が減って、負担金が増えるケースが見られ、調整に苦慮しているところであります。

4点目の広域化の統合見込みについてであります。平成24年2月6日に開催した協議会において、年々進む高齢化や人口減少等を踏まえ、安全・安心な地域社会の実現に向けて協議を進めることを確認しております。

なお、国では自治体間の調整が難航したことなどから、再編はほとんど進んでいない状況を踏まえ、今後も情報提供や財政支援を行い、消防本部同士の統合を促す目的で来年度以降も5年程度「消防の広域化」の推進期間を延長することが望ましいとの方針のもと、消防審議会にて調査、検討しておりますが、これについてもやはり財政支援のメ

リットがない限りは、なかなか進まないのではないかと考えているところでございます。

最後に、5点目の地方自治法改正による潟上市消防署（本部）の設置検討についてですが、これは重大事項でもありますので内々の検討・勉強は必要と考えておりますが、国や県の消防広域化の方向性と同様の方向性を目指すものでありますから、現在は考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 2つ目「国民文化祭と石川翁について」のお答えを致しますが、現在、企画委員会、あるいはこの後実行委員会にかけていくという順序がございまして、現在のところ進捗状況といたしますか、詰めのところの現在進行形といたしますか、そういうところの中で検討されているということをごちゃと最初に申し上げまして、ご理解を得ながらご説明していきたいと思っております。

平成26年度に秋田県で開催される国民文化祭は「地域の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしてゆく」ことを基本理念として、秋田らしさを全国に発信していくこととされているところでございます。

本市においても7月27日に第29回国民文化祭潟上市実行委員会を設置し、また、石川翁と写真コンセプトを考えるため、石川翁顕彰会2名の方、写真愛好家など全9名からなる事業別の企画委員会を組織しておるところでございます。具体的な計画の検討を、先ほど言いましたように進めているところでございます。

これまで、事業別企画委員会と総合プロデュースをお願いしております本市名誉市民である水中写真家の中村征夫氏と、それぞれ4回にわたり協議を重ねてまいりました。事業の内容について詰めているところでございます。

ご質問にあります1点目の、石川翁と写真のコンセプト——いわゆる基本概念のことですが——をどのように考えたのですか。」ということでございますが、これにつきましては、本市は豊かな自然と先人の息吹が織り成す水と緑・文化と歴史の魅力あふれるまちであるということから、自然の恵みと先人の想い、功績に感謝し、写真を通して今ある潟上、そして全国に魅力を後世に伝えることを念頭に進めているところでございます。農村や里山などの風景やそこに暮らす人々の生き生きとした営みの一場面、そして聖農石川理紀之助翁のゆかりの地「山田草木谷」での田植え作業などの撮影会、あるいはその作品を展示することなどを検討しているところでございます。

この撮影会については、県内の写真愛好家による企画をしていこうという今の、途中でありますがそういう検討をしているところでございます。

2点目の「本市の代表的な文化施設として位置付けられている潟上市郷土文化保存伝習館及び遺跡地の現状をどのように認識して国民文化祭に生かすのですか。」につきましては、郷土文化保存伝習館及び遺跡は、農村の救済と農業振興にその生涯を捧げた郷土の先覚者石川理紀之助翁の功績を広く伝えるとともに、次の世代を担う人たちの育成の拠点として、地域文化の発展に貢献する本市の代表的な文化施設であるということを認識しているところでございます。

昨日の市長の行政報告にもありましたように、本市では「写真フェスティバル」を開催する予定でありますが、この第29回秋田県国民文化祭潟上のこの写真フェスティバルは、農村や里山などそこに暮らす人々の息吹織り成す写真を募集したいと考えており、聖農石川理紀之助翁の教えが伝わってくる、そのような情景の写真を広く県内外の方々から応募していただきたいと、このように考えているところでございます。

3点目の「国民文化祭に当たって施設、遺跡地の改善や活用をどのように考えておりますか。」につきましては、石川翁資料館につきましては、国民文化祭にかかわらず建設当時から収蔵している資料や新たな資料など増えてきております。先だつての魁新聞にも伊藤与助さんのことも書かれておりました。随時そのようにまた発掘されてくるといふこともあるかと思いますが、そういう増えてきていることから、その展示方法・活用方法について今後重ねて検討していかなければいけないのではないかと考えております。

遺跡につきましては、県指定史跡であることや所有者が特別財団法人石川翁遺跡保存会であることから、今後十分な協議・検討が必要と考えているところでございます。

また、写真フェスティバルを開催するに当たり、潟上市を広く県内外の方から知ってもらう必要があるため、市の写真撮影スポットを掲載したパンフレット、あるいはリーフレット、これらを作成したいと考えているところです。その中に石川翁の遺跡等も紹介しながら、募集要項と一緒に全国に配布してまいりたいと、このように考えております。

国民文化祭写真フェスティバルへの出品はもちろんのこと、開催期間中に会場を訪れた方々を石川翁資料館や遺跡への案内誘導に工夫を凝らしながら、充実した形で実施してまいりたいと、このように今考えているところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。

○4番（藤原幸作） まず、消防の広域化についてであります。市長から大変ご丁寧なご答弁はあったわけですが、その中で、いわゆる本部事務所は男鹿市というご答弁があったわけですが、私は男鹿市・潟上市・南秋といいますと、その接点は潟上市じゃないかということでございますので、潟上市にその本部を置くという、もう決めたということでございますが、そういうことについてのお考えをもう一步踏み込んでお話いただければと思います。

もう一点は、財政支援がないと25年4月も難しいのではないかとというようなご答弁があったわけですが、今の現状を踏まえまして、これは最終的にはいつ頃になるという見込みになるかということの2点だけでございますので——あっ—点ずつでございまして、最初にすみません、その事務所のことについてお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） まず再質問の1点目については、男鹿市の方で大体決まっています。

見込みですが、はっきり言ってこの段階で私はいつ頃だということは断言できません。ということは、先ほどの答弁で申し上げましたが、どんな方法をやっても試算やっても先ほど言ったような答弁で、これ最初決めたのは、現行の負担金よりは上回らないことを原則とすると。そういう原則でやった、交付税の算入、基準財政需要額とか何だかんだと、もう事務局は相当苦勞して作ったんですけども、やはり男鹿の方が安くなる、現行より、それで湖東は高くなる。なぜこうなるのかと、いくら研究しても余り明確な答弁が出てこない、答えが出てこないということで、来年に延ばしたんですけども、最終的には私などは前回はっきり、前々回ですか、もう決まったなど、そう乗り込んでいったんですよ。ですが、会長が急にこのトーンダウンといいますか、やはり負担金が多くなるから、最初はこれくらいの金額の増は俺が会長だから何とか議会でもというお話もしていましたが、いざ議会にかけようとするとなると、やはり、はっきり言って井川だけが高くなるということではちょっと無理であろうと、こう申しました。それで、今、二通りの案になっていますので、その線を追っながら、広域化にするのは間違いありませんので。ただ、そこに微妙な問題も今、出てきています、はっきり言いまして。五城目の消防が独自で消防署を建てるということになりまして、今、広域化に向けてどうかなという感じ、内々にありますけれども、これはもう共通経費はとんでもない話で、

五城目の負担になると思いますが、そういうような問題も絡んできて、いや、問題とい
いますかわかりませんが、いずれ、前よりはやろうという雰囲気はちょっと薄れている
ような感じを私は受けました。ですから、いずれ広域化については、もうやりましょ
うと決めているものですから、今後それに向けて鋭意努力していかなければならないと
思っています。残念ながら時期は明示できません。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 教育長に1点だけお尋ねします。

3の国民文化祭に当たって、施設、遺跡地の改修や活用をどのように考えております
かの中で、施設の今の現状というのは、いわゆる建設から建物が大分古くなっています。
伝習館なんですけれども、それは今、バリアフリーでもないし、それから、いわゆる映
像で訴えるものもございません。いわゆる近代的でない。やはり子供方の学習や、い
わゆる見学の関係のリピーターがもっと多くなるという施設にしなければならないだろ
うと思うわけですが、いわゆる改修や改築、一部やるということになりますと、
それ相当の予算等もあります。これは県の方の補助はないということ承っております
ので、市の財政負担になるわけですが、それらについてのお考えをちょっとお
聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 再質問の施設が老朽化になっていると、しかし、リピーターも
ついていきますし、それに対する今後の考え方といいますか、非常に確かに私も何回か
行っていますが、古くなってきました。階段等も非常に若干、高齢者には非常に厳しい
かなということも思っております。そういう意味で、今回新たな門人というんですか、
7名の方がどういうふうな形でまた出てくるか、資料がわからないこともありますし、
あるいは川上富三さんからの集めた資料も、こちらに寄附をしてくれるということ
を聞いております。そういうことで、川上富三さんをご存知のとおり石川翁の研究者で
ございますから、そういう資料等もどのくらいあるのかなと考えて、今の伝習館の大き
さとか、あるいはそのあり方というんですか、そういうところも踏まえて今後検討して
まいらなければいけないなということを思っていますし、やはり財源のかかること
ですから財政当局とも十分、市当局の方とも相談しながらやっ
て行かなければいけないなということ
を思っているところです。

以上です。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 終わります。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時30分から再開致します。

午後 0時00分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、8番伊藤議員、17番堀井議員は、所用のため午後から欠席しております。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

13番佐藤 昇議員の発言を許します。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） この度の12月定例議会において一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に、まずもって感謝を申し上げます。

また、答弁を用意していただきました当局におかれましても感謝を申し上げます。

また、日夜、民生安定のため、当局の職員の皆さんにおかれましても、御苦勞を多とすることに対しても敬意を申し上げたいと日頃思っております。

私の質問は、次の2点であります。日頃、地域住民の声が届いておりまして、年々大きくなっておるような点でございます。

また、1点目の道路の件につきましては、出戸地域自治会の要望事項の第1番点となっておるといってございまして、2点目の水の浄化については、特に良質米に欠かせない検査が今、大変厳しくなっております。また、時折話題となっておる農家からの意見でございます。この代弁をさせていただきますので、宜しくご答弁のほど、お願いを申し上げます。

1つ、天王（細谷地区・出戸新町地区路線）道路整備・拡幅と歩道設置について。

この路線は、二田追分線と市では位置付けております。具体的には、追分、秋田電子、五洋電子、天王南中、三軒屋、細谷、出戸新町の区間で、国道101号を横断し、県道二田線まで通ずる直接の道路であります。信号が少なく、昭和方面からも通勤する車のため、特に朝夕の交通量の多い路線であります。直線ではありますが幅が狭く、直線のためスピードを出して往来するために、歩く人は大変危険な状態であります。南中、出戸小学校の通学路線であり、当時、出戸地域こぞって父母を中心にして運動を展開し、私も

地域の代弁者として行政当局に理解を求め発言を致しました。今の石川市長が当時、町の総務課長をしていたときの頃からでございます。一部におかれましては、当局、地元
の地権者の理解を得まして完成したときの地域住民と共に共有したうれしさは、いまだ
忘れることはありません。

細谷地区は戸数も増え、児童生徒もおります。0歳から5歳まで20人が出戸こども園
に、そして出戸小学校の生徒が28人、南中学校生徒14人、登下校しております。以前こ
の路線で小学校生徒が車による事故で命を奪われたところでもございます。合併時の議
会でも地域からの要望で、願意妥当と認め採択された場所であります。その後、折に触
れ質問を致しております。

今年3月、道路整備網について質問した際に、部長より道路整備計画路線に含まれて
おり、市道の整備に当たっては財源及び費用対効果等を勘案しながら優先順位を決めて
いかなければならないと考えておりますということでございます。事業実施の時点で最
も有利な財源を活用し、整備をしていきたいと答弁をいただいております。

昨今、高齢者の運転で集団登校に車が突っ込み、死亡事故を起こしている報道が時折
目につきます。細谷地区の現場では、近くに住んでおる高齢者の方々が見守り役として
毎度続けて誘導しており、深刻な状態でもあります。地域の方々、そして子供を持つ父
母は切実な願いであります。この路線が歩道が設置され、三軒屋の歩道まで接続され
ると、出戸新町、下出戸、棒沼台の生徒、南中82名が合流され、安全なスクールゾーンと
なります。行政当局におかれましては、課題山積の折とは存じますが、潟上市の将来を
担う子供たちの安全のため、特段のご配慮を賜りますよう望むものであります。当局の
ご答弁をお願い致します。

一つ、道路整備計画路線について。

一つ、議会で採択された未整備区間について。

一つ、優先順位の根拠となる点について。

一つ、スクールゾーンの設定（出戸学区）について。

この4点でございます。宜しく願いをします。

次に、農業用水の浄化を（八郎湖、長沼、鞍掛沼、その他のため池）。

今年は春先の爆弾低気圧の被害から始まり、低気圧があり、その後低温があり、その
後の天候の回復により水稻の作柄は平年並の状況となりました。他作物は夏期間後半か
ら9月にかけての異常な高温、日照り続きで、大豆・花卉などは生育に悪影響が出た年

でもありました。特に近年は地球規模で災害が各地で発生し、その規模の大きさと被害に驚かされておる現状であります。

高温が長期に続くため、環境の変化により農業用水も年々水質が悪化されてきており、アオコ発生が八郎湖、各地区のため池にもアオコが発生し、水質が汚濁されております。水稻は水が命であります。産地間で良質米生産と販売合戦を繰り広げられております。八郎湖を水源とする本市では、汚染防止のため広域的にクリーンアップ作戦をし、昔の八郎湖の水質に近づけるための諸施策を講じておるようですが、具体的にはどのような策を実施しておるものか、また、他団体、土地改良区等々と連携しておるものかお示しをお伺いするものであります。

私の知る限りの中で八郎湖を水源とする野村揚水機場から供給される受益面積は約1,000町歩となっており、農家の声からは、夏期の高温時にアオコ発生など異様な悪臭水が年々増加し、田面に供給されておる現状であります。歴史をたどれば、稲作は生命の源として始まり、未来永劫日本人の主食として持続されることに思いを致すとき、誠に憂うべき事態であります。

グリーンランド内（鞍掛沼ため池）は、野村揚水機場から配給される水が一旦鞍掛沼に入れ、ため池から江川上谷地内の水田受益面積82haに供給される仕組みになっております。

ご承知のごとく公園内の池は、コイの鑑賞、えさやりが人気を博しております。そのことはよいことですが、年々個体数が増えており、良質な用水の限度を超えておると私は推察しております。これまた夏期間の高温時には悪臭が漂っておりますので、適度の個体数にとどめるべきと農業用水面から見ると考えるものですが、当局におかれましては、どう判断しておるものかお伺いするものであります。

受益農家の声を代弁したものであります。

本市のため池の一つに長沼ため池があります。満水面積0.04km²、総貯水量6万8,000m³、受益面積42haであります。天王南中学校の眼下にあり、長沼公園として親しまれておるところであります。また、並行して農業用二田水路があります。このため池は追分地区内の汚水等の排水路と接続され、二田水路とともに排水と揚水と兼ね備え、一朝有事の集中豪雨の際、役割を果たしているところでもあります。そのため、管理者は潟上市と新城川土地改良区となっております。

平成16年から19年に秋田県が事業主体となり用水環境整備事業として完成されました。

周囲は散歩コースとして秋田市民、潟上市民から親しまれております。釣り人から聞いた話によると、隔年毎に同好会で1万尾ほどのフナの子魚が放流されておるとのこと、これまた個体数が増えておることから、また、汚染された排水の流入の関係から、近年アオコ発生と悪臭が漂うようになっております。以前にはなかったことであります。

農業用水を良質な水源地として確保されますよう、万全な対策を望むものであります。市当局の対策についてお伺いするものであります。

一つ、八郎湖の水質浄化策について。

一つ、鞍掛沼の水質浄化策について。

一つ、長沼の水質浄化と二田水路の雨排水流入について。

一つ、本市内の地域のため池の水量と水質について。

この4点について当局からご答弁を求めるものでございます。宜しくお願いを申し上げます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番佐藤 昇議員の一般質問の1つ目「細谷地区、道路整備、歩道の設置について」の3点目までは私が、4点目については教育長がお答えを致します。

1点目の道路整備計画路線につきましては、ご指摘の市道二田追分線の拡幅改良整備について、今までにも複数の議員の方々より数回にわたり通学路整備との関連について同様の質問がされており、議員の皆様をはじめ市民の関心が高い路線であることは認識しておりますし、市と致しましても整備計画路線として位置付けております。

また、本路線に限らず、市内には歩道の整備がされていない通学路は多数存在しており、年々増加する車両から歩行者の安全を守る必要性も十分認識しております。

以上の基本理念に立ちながらも本路線の既存車道部分に歩道を拡幅整備するには、用地確保や物件補償等に多額の費用を伴うことが予想され、財源的な検討が必要と考えています。

ちなみに、本路線の細谷長根から鶴沼台の国道101号線交差点までの延長約3.3kmにおいて、歩道を含めた幅員10.5mの改修整備に要する用地補償費、工事費を合わせた概算事業費は約11億円強と試算されます。

以上のことから、本路線の整備においては、国・県の補助事業の活用等で市に最も有利な財源の検討や、あわせて市の財政状況を考慮しながら、早期の改良整備に向け整備

事業計画を検討していきたいと考えています。

2点目の議会で採択された未整備区間につきましては、合併後現在まで4路線において拡幅整備の陳情がされております。うち、採択された3路線は既に整備済みでございます。趣旨採択となったのは、市道二田追分線1路線で、1点目でご説明した現状となっております。

3点目の優先順位の根拠となる点につきましては、緊急に整備が必要な路線及び簡易かつ安価で整備ができ、効果が大きい路線については、優先順位にとらわれず整備を行っておりますが、市道整備の優先順位の第1は天王、昭和、飯田川の3地区を結ぶ幹線道路整備としております。第2は幹線市道として位置付けられている1級及び2級市道の整備としておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問1の4点目、出戸小学校スクールゾーンの設定につきましては、まず、「スクールゾーン」とは、学校や教育委員会、警察と道路管理者が協議し、学校から半径およそ500mの範囲において歩行者と車両の通行を区分し、通学時の安全を確保するものでございます。

今年度、登校時の児童生徒を巻き込む重大事故が多発したことは、皆さんご承知のとおりかと思えます。これを受けて今年、全国緊急通学路点検ということで7月から8月にかけて学校関係者、五城目警察署、道路管理者の三者の立ち会いによる点検を実施しております。

ご指摘の出戸・細谷地区については、協議の結果、現段階における対応策として、市道二田追分線を細谷方面から出戸新町方向へ横断する際に、十分に安全確認して通行することを指導しているところでございます。また、登校時は保護者の当番が必ず見届けを行うとともに、地域のボランティアの皆様にもご協力をいただいているところでございます。

今後も出戸地区を含めた各校の通学時の安全確保のために、関係各位との連携のもとに点検を行う所存です。スクールゾーンについては、車両の通行禁止や一方通行、速度規制などの交通規制を伴うため、現実的には道路利用者等のご理解を要することから、改めて学校周辺の道路状況や地域の方々、道路利用者等の関係各位と十分な協議を重ねることが必要であります。このため現段階では考えておりませんが、今後はこういった諸事情を勘案して慎重に検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、質問の2つ目「農業用水の浄化（八郎湖、長沼、鞍掛沼）について」お答えを致します。

1点目の八郎湖の浄化策につきましては、昨年の夏から2年連続でアオコが八郎湖から河川を遡上し、住宅地付近で悪臭を発するなど、市民の健康被害につながりかねない状況が生じたことから市でも重視しているところでございます。

本議会に上程致しました潟上市環境基本計画におきましても、重点的取組目標としたところでございます。

八郎湖の水質は、干拓以降徐々に悪化が進み、水の汚れ具合を示す代表的な指数である水中の有機物の量を示す数値が、八郎湖の湖心や馬踏川の下流部の測定地点で環境基準を超えるなどの状態にあるほか、農業排水や生活排水などから出るリン・窒素などが蓄積され、湖の富栄養化が見られます。この対策と致しましては、まず、八郎湖への汚濁物質の流入を減らすことが考えられます。未処理の生活排水などが流入しないよう、補助制度などを活用し下水道や浄化槽の整備・接続を推進しているほか、ご質問にもあります八郎湖のクリーンアップを通じて湖岸の美化につきましても例年1,400人ほどの参加をいただいております。

また、農業者の皆様自身からも農地からの養分流出を防止するための低農薬・有機栽培への取り組みや、県の農政部門、農協、土地改良区などと連携した浅水代かきや田植前の水管理の適正化を目指す濁水流出防止キャンペーンへ協力いただいております。

このほかにも八郎湖では、湖岸への水草の植えつけや外来魚を駆除して肥料とするなど、八郎湖に蓄積したリン・窒素を減らし、市民の関心を八郎湖に向けるための民間団体による先進的な活動も展開されております。さらに、昨年度からは、発生したアオコが河川を遡上し、揚水機場付近に滞留しないよう、流入河川の河口にフロートと目の細かい網などからなるシルトフェンスを市で設置しております。しかし、今年度、アオコの遡上が井川町・三種町でも発生しており、八郎湖の水質浄化は潟上市のみで解決できる問題ではなく、流域市町村や八郎湖の管理者である県で構成される「八郎湖水質対策連絡協議会」を通じて連携した取り組みを強化するとともに、県が現在策定を進めている「八郎湖に係る湖沼水質保全計画第2期計画」にも積極的に協力してまいりたいと考えております。

2点目の鞍掛沼の水質浄化策についてであります。市では今年、鞍掛沼の水質改善に少しでもつながればと人工滝へ流入する井戸の更新を図るとともに、曝気装置を設置し水質浄化に取り組んでおります。しかし、ご承知のとおり鞍掛沼への給水は八郎湖であることから、なかなか思うような成果が上がっていないのが現状でありますので、今後も関係機関と連携し対応してまいります。

また、沼のコイについては、野生のコイが増加している傾向にありますので、適切に対応したいと考えております。

3点目の長沼の水質浄化と二田水路の雨排水流入についてであります。追分地区の地形上、市道二田追分線より国道7号側の雨水の末端は長沼に流入しており、また、秋田西高前の雨水もポンプアップされ長沼に接続する水路に排水されております。直接二田水路への流入は改善されたものの、長沼を水源とする稲作農家にとっては水質悪化の懸念は払拭されないものと思われまので、新城川土地改良区と協議・検討してまいりたいと考えております。

4点目の本市内の地域のため池の水量と水質についてであります。各土地改良区では春の農繁期前に、ため池の点検や水量確保の調査等を行い、安全確認をしております。

市においては、代表的な農業用ため池であります鞍掛沼・長沼・高野堤の3カ所について、継続的に水質の調査を行っております。農水省の定めた農業用水として望ましい水質基準との関係で申しますと、重金属類の検出は見られないものの、3カ所全てで水の汚れが見られ、アルカリ度もやや高くなっております。この農業用水基準は、稲作の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質を示すものであり、基準を上回ったことで、すぐに農作物に被害が及ぶものではありません。しかし、農地の立地条件など様々な要因によって作物への影響が変化することから、引き続き水質の監視を継続してまいりたいと考えておりますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 1つ目の件でございますが、市長から1から3までについて深く認識をしておるといことと、国道101までのいわゆる3.3kmを視野に入れて、今後早期の実現を目指して補助事業を取り入れていきたいというようなことございまして、大変力強い答弁であると認識をしておるところでございますが、本市の道路整備計画は、総合発展計画の中でもうたわれておりますし、今現在、大豊小学校の周辺のいわゆる大久保、市内に直線に抜くという工事の継続中ございまして、認識をしておりますけれ

ども、しかし、さてその後、本市の道路整備計画が3つくらいの大きな事業とすれば、その中にこの区間のいわゆる事業が入ってくるのではないかと認識をしておりますが、市当局ではどのいわゆる大きな路線の整備の中に位置付けられるものか、再度当局から、そしていつ頃、いろいろ補助金等々の活用ということになりますと、これまたいつになるのかという漠然としたものになりますので、地域住民としましては大体何番目に位置するのか、どの年度ぐらいまで視野に入れておるのかということが我々も関心のあるところでございますし、複数の議員もこの件について触れられておりますし、また、議会の採択が8年を要しておるということでございますので、これは何でも近いうちにといいうようなどころにはならないわけですが、ひとつその道筋、目処というものをいま一度方向性を明確にほしいと、してほしいと思っておるところでございます。まずこれらを3つを勘案して当局、再度、市長ですか、どうかひとつもう一度お願いしたいと思いません。産業部長からでもいいですよ。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） お答えを致します。

今現在行っております大久保小学校線の橋の件と、それから大久保踏み切りの件でございますけれども、これは今現在、事業を進めるということで進めております。これについても、やはり10億円程度の経費が必要だということで、今年度、詳細設計を行いまして、来年以降につきましては用地買収等を含めて進めていきたいということで今現在計画を立てているところです。それと今後並行しながら大久保踏み切り等についても、JR等関係機関との調整を図りながら進めていきたいというふうに考えて、今これは事業を進めるということで現在進めております。

先ほど市長から答弁がありました二田追分線につきましても、まず調査費につきましては、やはりその10億円かかるということの前に調査をしております。それから、今度やはりそれを計画的に実施をしていくということでございますので、それについては当然どの路線をどういう形でいくかと、線引き等も含め、それから用地買収等も含めた詳細の設計を当然しなければならぬわけでございますし、それをまずその計画を立てていくということで、それが計画を立てない限りは道路は進まないということでございますので、まずそれを今後進めていきたいということでございます。

その、いつになるのかといいますと、当然、今、市で行っております大きい事業としましては清水の跨線橋が来年度、それから再来年まで、供用開始は来年でございます

けれども再来年までかかるわけでございます。そういう関係で国の方の予算というのが、なかなか厳しい状況がございまして、それとの調整も図りながら調査費等も早い段階でつけていければということで、来年度要望についてはもう出しておりますので、ここにはちょっと若干載らない状況になると思いますけれども、その辺も含めて早い機会に県の方と調整をしながら実現に向けた形のものをしていくということで考えておりますので、路線としては今行っているものの中では最重要路線だという位置付けをしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問で、今、部長が答えたとおりでございますが、この一般質問の検討委員会、いわゆる部長会議での内訳を申し上げますと、この路線については認識しているんだと。採択から相当期間が過ぎていると。そして金がかかるというようなことで、じゃあこの答弁はどうなるのということで、早期の改良整備に向け、整備事業計画を検討していきたいと、これを文言を入れたわけでありまして、ご理解願えればありがたいと思います。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。

○13番（佐藤 昇） 今、部長からと市長からお話がありましたが、跨線橋についてはもう二、三年で目処がつくと。そして、踏み切りについては、これは全く私は長期を要するものだ。反対者もおれば賛成者もおるということで、これはこの質問以外のことですが。そうすると、大豊小学校の前の拡幅工事、直線コースと同等にやはり進めるべき事項であると考えておるところでございますが、要するにここの区間に、いわゆるその工事ははっきり何年と申すことができないということですが、諸々の事業着手をいつ頃から始められるかということだけでもやはりここで示してもらわないと、やはり納得いかないというところもございまして、いつ頃のところをもう少しご答弁願いたいと思っております。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 二田追分線につきましては、今現在、あそこはオーバーレーンということで舗装改良は今現在しております。というのは、南中学校路線のあたりとか行っております。今、改良を行うところについては、今この後、工事にかかりたいという気持ちがありますので、そこは拡幅しながら、そのときに一緒にやりたいという気持ちで今現在そこはオーバーレーンの工事はしていません。ですから、二田追分

線につきましては、今現在、全然道路をやっていないというものではなくて、今現在、今まで南中学校周辺のところの道路の舗装の悪いところは今年も行いましたし、去年から行っております。去年、今年、それから来年という形で、これは国の方の補助を利用しながら現在行っている状況です。まず悪いところを直しながら、それと今度、ある程度終わってくれば、今のその計画に盛り込んだ形で実施をしていくということでございますので、そういうことで大変いつということまでは言えませんが、今現在工事も実際行っているということでご理解いただければということで宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） いつということになると若干困るのですが、今、国政の選挙が行われています、16日まで。民主政権では公共事業の抑制ということが相当言われています。片や自民党は、これは国債ですが200兆というようなことも言っていますが、今度のこの政権交代になれば公共事業の予算は増えるということで期待していると。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 地域関係住民とも我々も懸念されるということ、あるいはやっていただきたいということの中で、今、全面的にじゃあ一気にというわけにもいかななくても、用地買収などできるところもあると考えられるわけです。それで今、34-11の市街化区域、調整区域内に、今、あの法律ができて、随分家が建つようになってきました。細谷地区におかれましては調整区域でございますが、ボツボツと住宅が増えておると。しかし、この道路沿いに家が建たられると困るので、早目に用地を確保しておくということがまず第一に一番必要なことではないかというふうに考えておりますし、できるところから、短期間のところでもいいから歩道橋をつけてもらえないのかということが住民の一つの声でありますし、今申し上げましたように早目に用地を確保しておくことが、結果的には財源の効率的な工事になるのではないかと考えておるところでございます。冒頭市長が早期に事業に取り組むということと、深い認識を持っておるということでございますので、ただ、今はっきり申し上げられないということも理解できておりますので、何とかひとつこの事業を早期に実現してくださるようお願いを、地域の代弁として申し上げたいと思っております。

それから、教育長にお尋ねしますが、先ほどもご答弁がありましたが、今幸い、事故等もございませんで、これも皆さんが子供たちも、あるいは見守っている方も、一体となって事故のないようにしておるということでございまして、大変まずよいわけですが、

冒頭に質問書で申し上げましたように、非常に冬期間は三本轍で危険な箇所であるという事は教育長もよくあそこを通勤しておられることからおわかりのことだと思います。

ただやはり私も学区全体のスクールゾーンということをごまなく夕方回ってもみました。随所にまだ通学路としては外灯などがほしいなというところがございます。南中の生徒は特に新町の中央の道路を通学しております、そこから三軒家の道路を曲がりくねって、そして階段を上って山林を少し暗いところを通って近道を通ってあの斉藤商店のところに出て通学しておるといふ現状がありますので、目処がつくまでひとつ外灯、安全ないわゆる確保がされますよう、この点について教育委員会の方からひとついま一度安全な暗くない通学路線と、これならばよしというところまで考えておりますか、いま一度教育長からその整備方についてお尋ねを致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 通学路の中に外灯がない、あるいはちょっと防犯上、問題があるところがあるということでございますが、一応そういう危険な場所はふだんからチェックはしておりますし、子供たちにも安全教育もしております。そしてまた、人海作戦というんですか、地域の方々、あるいはボランティア、あるいは保護者の方々、この方々からもいろいろ協力を得ております。にもかかわらず、どうしても例えば先ほどの山林の外灯がないと、電柱がなくてつけられないのかどうなのかちょっと私現場わからないですが、そういうところも踏まえて現場を見ながら生活環境課の防犯灯の担当とも相談しながら、庁舎の横の横断的などころの協議をしながらこの点について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 1点目については終わらせていただきます。

2点目のその農業用水の件でございますが、部長も答弁ありましたように、これ今、決定的にその米作農家に影響が大きいということではないのですが、いずれにしても鞍掛沼にしても長沼にしても、当初、環境整備をした時点から今現在までの水の透明度を見ますと、もう格段の違いがあります。特にそのくらのコイなどは、当初は底で色鯉が悠々と泳いでいるのが見えてあったんですが、今は上に出てこないとよくわからないという状況もあります。いろいろ答えていただきたいと思いますが、私はこれ、3つのいわゆる八郎湖、鞍掛沼、長沼、その他についても、今現在は決定的なものではないの

ですが、未来永劫、この10年後を考えてみた場合、例えば冒頭に申し上げましたように米を今、全てサンプル検査です。そして食味がどうか、セシウムが入っていないか、いろいろなものが入っていないかということを検査して、今、チェックされて市場のランク付けがなされるということです。今現在はいいのですが、仮に最悪、その引っかかった仮に5年後、10年後に、どうもその水が問題があるといったときはもう既に対策は遅いんですよ。ですから、今から十分にその周辺から流入されるいわゆる汚水なり排水を、そして浄化をよくしてほしいと考えるところが基本的な考え方であります。

さて、その1つ目の八郎湖のことをございますけれども、何とか対策協議会、八郎湖を含める各市町村の関係者が一堂に会していろいろなさっておるということも我々承知はしておりますが、本当にその透明度の高い、これまでは近づけるんだという目標が本当にあるのかどうかということと、その広域のいわゆる連絡協議会の主体をなすものはどこなのか、県なのか国なのか市町村で責任を持つのかというようなことがございますので、その主体のなるところからいろいろなやはり発信をしたり、浄化策のレベルというものがここまできているのだということを示していただきたいと思うわけです。環境保全計画をこの度出されておりました、アオコの検査のレベルは書いておりますし、そのことはわかっておりますが、いわゆる良質米から見た場合の対策というものを是非改善してほしいということをございます。

それから、長沼の件ですが。

- 議長（千田正英） 通告書の項目毎に質問をお願いしたいと思います。
- 13番（佐藤 昇） じゃあ、八郎湖の件から。
- 議長（千田正英） 透明性のことについて、根市民生活部長。
- 市民生活部長（根 一） 13番佐藤議員にお答えしたいと思います。

八郎湖というと周辺町村が大分あります。これは一長一短に潟上市だけの問題ではないと、そういう認識であります。

それと、この八郎湖を何とかするというところで県の八郎湖環境対策室と、そういうところもあります。そこでそれこそ24年度、今年度までですが第1期計画として、点の発生源対策、面の発生源対策、湖内浄化対策、その他対策ということで調査をしております。その中には農業関係も入っております。それを受けまして県の方では第2期の湖沼水質保全計画というのを立てる予定であります。その中では、その発生源対策として生活排水、農業排水等が入っておりますし、直接浄化対策としては自然浄化、汚水流動化

等、その他対策として住民との協働取り組みというものを第2期計画で進めていこうということで実施段階に入るのではないかと、そのように思っております。このものを進めながら八郎湖をきれいにしていくという目標を立てているようであります。

以上です。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 2点目の鞍掛沼の浄化策について部長から答弁ありましたが、私から考えてみましても、あそこは何としてもため池でございます。自然に発生してくる水流というものは、ほとんどないのではないかとということで、あそこに確か井戸が、地下水をくみ上げる井戸があるようであります。井戸のいわゆる能力をアップして浄化していく、あるいはコイの固体数をいま一度検討して、その制限をする等々いろいろあると思いますので、そんなところでひとつ観光の損なわないように、その水の浄化をすることによって、ああすごい、湖にコイが泳いでいるなどという結果にもつながるわけで、そのきめ細やかな対策としては今どういうものがあるか、部長からいま一度お尋ねをします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 鞍掛沼についてお答え致します。

鞍掛沼につきましては、現在、地下水の井戸8本ついております。今までその水が人工滝の方から流れているという状況でございました。今年度、水の量が少ない状況でございましたので、井戸を8本また新たに、今までの分をやめて新たにもう一回突き直しました。その関係で水の量がかなり増えたということで、アオコ対策の対策として水を滝の方から地下水を流しているという状況を今年行いました。やはり地下水ですので、流れると上の方でなく下の方に入っていくということで、見た目がよくわからない状況でしたけれども、浄化はかなりの量がされたのかなと思っております。ですけれども、やはりそのどうしても入ってくる量の方が多くて、八郎湖から来る水の方が多いわけでございます。そういう状況で、やはりなかなか見た目がそういう形にならないということでございます。

それから、今年アオコの発生が若干ありましたので、それを流すという意味で、水の流れをつくるということで、新城川土地改良区とも相談をしながら排水のところを一段階下げて、一回沼の水を若干下げたという経緯もあります。やはりいろいろな形で試行錯誤しながら、関係機関とも調整しながら、できるだけアオコが発生しない状況をつ

くっていききたいと現在も考えているところでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） このアオコ対策でございますが、先ほど協議会については主体は県です。県も最初は部長クラスが対策協議会の会長をしておりましたが、数年前から副知事が会長に就任しました。それは私は一步前進だなと思っておりますし、予算も暫時増えています。

だけれども、私はよくこの会議に出るのですが、我々ちんたらちんたらやっても、これは抜本対策は絶対ならないんです。ですから、県でも学者たちの知恵を借りながら、あの手この手の実験をしておりますが、なかなかうまくいっていないということで、今回、今、根部長が答弁したとおりの指針というか対策というものを示すということになって、その中身がどうなるかまだわかりませんが、私はよく寺田さんでも今の佐竹さんも言いますが、大潟村の国策事業でありますから、やはり国がやるべきだと、知事も賛成だと言っていますが、なかなか現実はそうはいかないということで、やはり八郎湖が指定湖沼になりました関係で、我々の方も農業集落排水等々についてはそれをやってきたと。

少し長くなりますが、前は県は国は公共下水道を沿岸の市町村が公共下水道をやれば八郎湖の浄化はきれいになると、こう言ってます。今、九十何%公共下水をやっているけど一向にきれいにならないと。やはり大潟村なんだと。それで今、苗代の関係も出てくるわけですが、それでこの指定湖沼に賛成ですか反対ですかと県に聞きました。私は賛成だと。問題は、大潟村だと。大潟村も今風評被害が出ていますので賛成だということで、諸手を挙げて今この八郎湖対策に力を入れて、浄化に力を入れていますが、やはり県も思い切ってこの対策次第では思い切った予算を投入していただかなければ同じような状態が続くのではないかと危惧しています。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） よく理解できました。

最後の質問でございますが、長沼の状況でございます。長沼は追分地区の汚水等々、もうかなりの距離にわたって排水路としてあそこに一旦上水を流すようになっているわけですが、しばらくあそこの泥上げ等やっていないような感じがするわけで、この間もちょっと行ってみましたが、十分な状態でなかったというだけは確認してきておりますので、この後できる限りその汚水の上水が良質なものになるようなことと、二田堰に直

接やはり今、宅地開発の雨水など、そして南中の雨水など、ある某地縁の雨排水なども長沼に入れておるような仕組みになっておりますし、二田堰におかれましては先ほど答弁にも出されておりますように、一朝有事のときには、もうあそこの二田堰があふれて、末端の方のいわゆる細谷地区の家屋に浸水するという状態でございまして、よくこの後、新城川土地改良区との協議によりまして地域住民の不安のないように、ひとつご尽力を賜りますよう要望を申し上げまして私の質問を終わります。部長、何か答弁ありますか。

○議長（千田正英） 要望だと答弁は。

○13番（佐藤 昇） ちょっと要望の前に、部長からひとつ、今現在の排水、汚泥対策について。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 二田堰のことについてお話をしたいと思います。

長沼と二田堰については、当然、その雨が降った場合には追分周辺の雨水をあそこに流しているわけでございます。今現在、大きい流域があるところは西高前のところがあるわけでした、あそこが10haぐらいの面積の部分があそこに流れてきます。その部分が今までですと二田堰に入ってあったわけですがけれども、今年、工事を行いまして二田堰に直接入らない形にしまして、それを長沼の方の水路の方にいくという先ほどの答弁したとおりでございまして、そのポンプの量というのは1時間で700tぐらいの量を排出するポンプでございますので、その分が二田堰に今まで入ったものが入らなくなりましたので、その分が今年は雨が少なくて水路の方に大きな被害というのはなかったと思えますけれども、やはりその分の水が二田堰に入らないということが、まず新城川土地改良区と市と今後観察をしながら水の被害のある地域についても調査をしながら検討していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○13番（佐藤 昇） これで質問を終わります。

○議長（千田正英） これをもって13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日12月7日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

どうも大変お疲れさまでした。

午後 2時27分 散会